

修身要領

慶応義塾

文明日新の修身処世法は、如何なる主義に依り如何なる方向に進む可きやとは、今の青年学生の大に惑ふ所にして、先輩に対して屢々質問を起すものあり。福沢先生これに答ふる為めにとて、生等に囑して文案を草せしむ。即ち先生平素の言行に基き、其大要を述べて、先生の閲覧を乞ひ、之を修身要領と名け、学生に示すこと左の如し。

明治三十三年二月紀元節

慶応義塾社中某々誌

凡そ日本国に生々する臣民は、男女老少を問はず、万世一系の帝室を奉戴して、其恩徳を仰がざるものある可らず。此一事は、満天下何人も疑を容れざる所なり。而して今日の男女が今日の社会に処する道を如何す可きやと云ふに、古来道德の教、一にして足らずと雖も、徳教は人文の進歩と共に変化するの約束にして、日新文明の社会には自から其社会に適するの教なきを得ず。即ち修身処世の法を新にするの必要ある所以なり。

第一条 人は人たるの品位を進め、智徳を研ぎ、ます／＼其光輝を発揚するを以て、本分と為さざる可らず。吾党の男女は、独立自尊の主義を以て修身処世の要領と為し、之を服膺して、人たるの本分を全うす可きものなり。

第二条 心身の独立を全うし、自から其身を尊重して、人たるの品位を辱めざるもの、之を独立自尊の人と云ふ。

第三条 自から勞して自から食ふは、人生独立の本源なり。独立自尊の人は自勞自活の人たらざる可らず。

第四条 身体を大切にし健康を保つは、人間生々の道に欠く可らざるの要務なり。常に心身を快活にして、苟めにも健康を害するの不養生を戒む可し。

第五条 天寿を全うするは人の本分を尽すものなり。原因事情の如何を問はず、自から生命を害するは、独立自尊の旨に反する背理卑怯の行為にして、最も賤む可き所なり。

第六条 敢為活潑堅忍不屈の精神を以てするに非ざれば、独立自尊の主義を実にするを得ず。人は進取確守の勇氣を欠く可らず。

第七条 独立自尊の人は、一身の進退方向を他に依頼せずして、自から思慮判断するの智力を具へざる可らず。

第八条 男尊女卑は野蛮の陋習なり。文明の男女は同等同位、互に相敬愛して各その独立自尊を全からしむ可し。

第九条 結婚は人生の重大事なれば、配偶の撰択は最も慎重ならざる可らず。一夫一婦終身同室、相敬愛して、互いに独立自尊を犯さざるは、人倫の始なり。

第十条 一夫一婦の間に生るゝ子女は、其父母の他に父母なく、其子女の他に子女なし。親子の愛は真純の親愛にして、之を傷けざるは一家幸福の基なり。

第十一条 子女も亦独立自尊の人なれども、其幼時に在ては、父母これが教養の責に任ぜざる可らず。子女たるものは、父母の訓誨に従て孜々勉強、成長の後、独立自尊の男女として世に立つの

素養を成す可きものなり。

第十二条 独立自尊の人たるを期するには、男女共に、成人の後にも、自^{みず}から学問を勉め、知識を開発し、徳性を修養するの心掛を怠る可らず。

第十三条 一家より数家、次第に相集りて、社会の組織を成す。健全なる社会の基^{もと}は、一人一家の独立自尊に在りと知る可し。

第十四条 社会共存の道は、人々自^{にんにんみず}から権利を護り幸福を求むると同時に、他人の権利幸福を尊重して、苟^{いやしく}も之を犯すことなく、以て自他の独立自尊を傷^{きず}けざるに在り。

第十五条 怨^{うらみ}を構^{あだ}へ仇を報ずるは、野蛮の陋習にして卑劣の行為なり。恥辱^{そそ}を雪ぎ名誉を全うするには、須らく公明の手段を択むべし。

第十六条 人^{みず}は自^{みず}から従事する所の業務に忠実ならざる可らず。其大小軽重に論なく、苟^{いやしく}も責任を怠るものは、独立自尊の人に非ざるなり。

第十七条 人に交^{まじわ}るには信を以てす可し。己れ人を信じて人も亦己れを信ず。人々相^{おの}信じて始めて自他の独立自尊を實^{じつ}にするを得べし。

第十八条 礼儀作法は、敬愛の意を表する人間交際上の要具なれば、苟^{かりそ}めにも之を忽^{ゆるがせ}にす可らず。只その過不及なきを要するのみ。

第十九条 己れを愛するの情を、おしひろ^{おしひろ}めて他人に及ぼし、其疾苦を軽減し其福利を増進するに勉むるは、博愛の行為にして、人間の美德なり。

第二十条 博愛の情は、同類の人間に対するに止まる可らず。禽獣を虐待し又は無益の殺^{せつしょう}生^なを為すが如き、人の戒む可き所なり。

第二十一条 文芸^{たしなみ}の嗜^{たのし}は、人の品性を高くし精神を娛ましめ、之を大にすれば、社会の平和を助け人生の幸福を増すものなれば、亦是れ人間要務の一なりと知る可し。

第二十二条 国あれば必ず政府あり。政府は政令を行ひ、軍備を設け、一国の男女を保護して、其身体、生命、財産、名誉、自由を侵害せしめざるを任務^なと為す。是を以て国民は軍事に服し国費を負担するの義務あり。

第二十三条 軍事に服し国費を負担すれば、国の立法に参与し国費の用途を監督するは、国民の権利にして又其義務なり。

第二十四条 日本国民は男女を問はず、国の独立自尊を維持するが為めには、生命財産^とを賭して敵国と戦ふの義務あるを忘る可らず。

第二十五条 国法^{じゅんぽう}を遵奉するは国民たるものゝ義務なり。単にこれを遵奉するに止まらず、進んで其執行^{ほうじょ}を幫助し、社会の秩序安寧を維持するの義務あるものとす。

第二十六条 地球上立国の数少なからずして、各^{おのおの}その宗教、言語、習俗を殊にすと雖も、其国人は等しく是れ同類の人間なれば、之と交^{まじわ}るには苟^{いやしく}も軽重厚薄の別ある可らず。独り自ら尊大にし^{ひと みずか}て他国人を蔑視するは、独立自尊の旨に反するものなり。

第二十七条 吾々今^{こんだい}代の人民は、先代前人より継承したる社会の文明福利を増進して、之を子孫後世に伝ふるの義務を尽さざる可らず。

第二十八条 人の世に生るゝ、智愚強弱の差なきを得ず。智強の数を増し愚弱^{くふう ひら}の数を減ずるは教育の力に在り。教育は即ち人に独立自尊の道を教へて之を躬行実践するの工風を啓くものなり。

第二十九条 吾党^{みづか}の男女は、自^{ふくよう}ら此要領を服膺するのみならず、広く之を社会一般に及ぼし、天下万衆と共に相率^{あいひき}あて、最大幸福の域に進むを期するものなり。

1984（昭和59）年8月30日第3刷発行

初出：「時事新報」時事新報社

1900（明治33）年2月25日発行

※ルビは新仮名とする底本の扱いにそって、ルビの拗音、促音は小書きしました。

入力：田中哲郎

校正：小林和明

2008年7月9日作成

青空文庫作成ファイル：

このファイルは、インターネットの図書館、[青空文庫](http://www.aozora.gr.jp/) (<http://www.aozora.gr.jp/>) で作られました。入力、校正、制作にあたったのは、ボランティアの皆さんです。

●表記について

- このファイルは W3C 勧告 XHTML1.1 にそった形式で作成されています。
- 「くの字点」は「／＼」で表しました。
- 「くの字点」をのぞく JIS X 0213にある文字は、画像化して埋め込みました。